



## ◆◆関東地方整備局の動き◆◆

### 1. 春日部市の「100mm(ミリ)/h 安心プラン」の登録 河川・下水道の連携、住民との協働により浸水被害の軽減へ

関東地方整備局

河川部

建政部

近年、短時間の局地的な大雨(いわゆるゲリラ豪雨)等により、浸水被害が多発しています。このため、国土交通省水管理・国土保全局は、対策として、局地的な大雨に対しても住民が安心して暮らせるよう、河川と下水道のハード整備や、住民の避難行動を支援するためのソフト対策により、住宅地や市街地の浸水被害等の軽減を図る、「100mm/h 安心プラン」登録制度を平成 25 年度に創設しました。

このたび、申請のあった埼玉県春日部市の「100mm/h 安心プラン」について国土交通省水管理・国土保全局長の登録を行いました。

今回の登録は埼玉県で初めての登録となります。

これまでに登録された計画については、以下の URL で公表しています。

<http://www.mlit.go.jp/river/kasen/main/100mm/index.html>

今後、「100mm/h 安心プラン」に基づき、埼玉県、春日部市、住民等の取り組みにより、近年で浸水被害の大きかった平成 20 年 8 月降雨と同規模の降雨に対して、床上浸水の解消と、浸水エリアの縮小が図られます。

後日、100mm/h 安心プラン登録証の伝達式を行います。

詳しくは、関東地方整備局ホームページをご覧ください。

[http://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/river\\_00000196.html](http://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/river_00000196.html)

### 2. 10/31(土)に圏央道(桶川北本 IC~白岡菖蒲 IC)が開通 交通量速報

国土交通省

東日本高速道路株式会社

久喜白岡 JCT~海老名 JCT が約 60 分短縮(約 130 分→67 分)東北と湘南がより近くに！

東名では、圏央道外側で 2,200 台/日増加しているにもかかわらず内側で 4,700 台/日減(4 パーセント減)都心を通る交通の減少に期待！

### ●開通後の交通量

＜圏央道＞圏央道の利便性が一段と向上

東北道～関越道(桶川加納 IC～白岡菖蒲 IC):約 34,700 台／日※1

関越道～中央道(青梅 IC～入間 IC):約 56,700 台／日(16 パーセント増)※2

中央道～東名高速(相模原愛川 IC～相模原 IC):約 46,000 台／日(13 パーセント増)※2

＜放射道路＞圏央道内側の東名高速では交通量が減少

東名高速(海老名 JCT～横浜町田 IC):約 4,700 台／日減少(4 パーセント減)※2

※1 平成 27 年 11 月 1 日(日)～11 月 7 日(土)の日交通量の平均値、※2 平成 27 年 10 月 1 日(木)～10 月 30(金)の日交通量の平均値と比較

これから発現していくストック効果を随時発表していきます。

詳しくは、関東地方整備局ホームページをご覧ください。

[http://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/oomiya\\_0000225.html](http://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/oomiya_0000225.html)

### 3. 首都圏大規模同時合同取締を実施しました

関東地方整備局

道路部

首都高速道路株式会社

東日本高速道路株式会社関東支社

国土交通省関東地方整備局、首都高速道路株式会社、東日本高速道路株式会社関東支社及び中日本高速道路株式会社東京支社・八王子支社は、11月10日に一都三県の警察と道路法(車両制限令)違反及び道路交通法違反の同時合同取締を実施しました。

従来より各道路管理者は、「大型車の通行の適正化方針(平成26年5月)」に沿って取締を強化してきたところですが、過積載車両が平成24年度に比較して約3割も増加する等、老朽化する道路へのダメージが増大していることから、道路管理者が連携を高めて過積載の取締をさらに強化することとしています。

今般は、この方針に沿って、首都圏に流入・通過する違反車両を一網打尽とするために通常の連携の範囲を拡大し、過去最大規模の大規模取締を実施したものです。

結果として以下のとおり違反車両に対して行政処分である措置命令や是正指導を行いましたので、その取締実施結果をお知らせいたします。

今後とも関係機関と連携を図り、道路法(車両制限令)違反車両を根絶するために、厳正に対処してまいります。

#### 記

日時:平成 27 年 11 月 10 日(火) 10 時 00 分～12 時 00 分

場所:本文資料(PDF)別添実施箇所図参照

取締結果:

機関名・会社名	違反台数	措置命令台数	指導警告台数
国土交通省関東地方整備局	6 台	0 台	6 台
首都高速道路株式会社	14 台	13 台	1 台
東日本高速道路株式会社	6 台	4 台	2 台
中日本高速道路株式会社	9 台	5 台	4 台
合計	35 台	22 台	13 台

※箇所別詳細は [別紙](#) のとおり

詳しくは、関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。

[http://www.ktr.mlit.go.jp/ktr\\_content/content/000635769.pdf](http://www.ktr.mlit.go.jp/ktr_content/content/000635769.pdf)

#### 4. 「荒川水系河川整備計画(原案)」に対する意見募集の実施及び公聴会の開催について

関東地方整備局  
河川部  
荒川上流河川事務所  
荒川下流河川事務所  
二瀬ダム管理所

国土交通省関東地方整備局では、「荒川水系河川整備計画」の策定に向けて本格的に検討を進めているところです。

このたび、「荒川水系河川整備計画(原案)」を作成し、関係する住民の皆様から広くご意見を募集するとともに、埼玉県、東京都に在住する関係住民の皆様からご意見をお聴きする公聴会を開催することとしましたのでお知らせします。

「荒川水系河川整備計画(原案)」は、関東地方整備局ホームページに掲載しています。

また、「荒川河川整備計画(骨子)」において、学識経験を有する者、関係する住民、関係都県から頂いたご意見に対する関東地方整備局の考え方についても、あわせて関東地方整備局ホームページにお示ししています。

関東地方整備局ホームページ/荒川水系河川整備計画

<http://www.ktr.mlit.go.jp/river/shihon/index00000028.html>

##### ○意見募集の実施について

本文資料(PDF)別添 1「『荒川水系河川整備計画(原案)』に対する意見募集について」を参照

##### ○公聴会の開催について

本文資料(PDF)別添 2「『荒川水系河川整備計画(原案)』に対する公聴会の開催について」を参照

詳しくは、関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。

[http://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/river\\_00000201.html](http://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/river_00000201.html)

## ◆◆国土交通本省の動き◆◆

### 1. 頑張るまちづくり法人を募集します！～第5回まちづくり法人国土交通大臣表彰の募集について～

国土交通省では、昭和58年より毎年6月を「まちづくり月間」と定め、様々な行事を実施してまいりました。

「まちづくり法人表彰」は、まちづくり法人による地域における良好な環境や地域の価値を維持・向上させる取組を奨励・普及するため、地方公共団体や関係団体の協力のもと、まちづくり月間関連行事として平成24年度に新たに創設された国土交通大臣表彰制度です。

受賞者については、平成28年6月開催を予定しているまちづくり月間の国土交通省行事において表彰されるとともに、国土交通省ホームページや各種イベントにて、広く紹介させていただきます。

#### 1. 募集について

##### (1) 募集期間

平成27年11月24日(火)～平成28年2月22日(月)

##### (2) 募集対象

自治体や他の法人等が推薦する、都市の課題を解決する先進的なまちづくり法人（まちづくりの推進を図る活動を行うことを目的とする会社、特定非営利活動法人、一般社団法人（公益社団法人含む）及び一般財団法人（公益財団法人含む））等を募集します。

#### 2. 表彰について

次の3部門より構成することとし、各部門の優れた取組に対し、国土交通大臣賞等を授与して表彰します。

「まちの活性化・魅力創出部門」

「まちの安全・快適化部門」

「まちづくりの担い手サポート部門」

※詳細については以下の募集要項等をご覧ください。

<参考>

[「第1回まちづくり法人国土交通大臣表彰」の受賞者決定について](#)

[「第2回まちづくり法人国土交通大臣表彰」の受賞者決定について](#)

[「第3回まちづくり法人国土交通大臣表彰」の受賞者決定について](#)

[「第4回まちづくり法人国土交通大臣表彰」の受賞者決定について](#)

## 添付資料

[報道発表資料](#)（PDF形式）

[資料1 募集要項](#)（PDF形式）

[資料2 応募様式1～4](#)（Excel形式）

[資料3 リーフレット](#)（PDF形式）

[（参考）第1～4回の受賞者一覧](#)（PDF形式）

詳しくは国土交通省ホームページでご覧いただけます。

[http://www.mlit.go.jp/report/press/toshi05\\_hh\\_000135.html](http://www.mlit.go.jp/report/press/toshi05_hh_000135.html)

## 2. 平成26年空家実態調査 集計結果について

国土交通省住宅局が実施した平成26年空家実態調査集計結果をとりまとめたのでお知らせします。

本集計結果の詳細については、国土交通省のホームページ(<http://www.mlit.go.jp>)にて入手可能となっております。

### ■ 調査の目的

本調査は、全国の戸建て住宅の空き家等について利用状況、管理実態などを把握し、空き家に関する基礎資料を得ることを目的としている。

### ■ 調査の対象

本調査は、平成25年住宅・土地統計調査(平成25年10月1日現在)の調査対象住宅のうち、無作為に抽出した戸建て空き家等(次頁参照)の所有者、管理者、土地所有者等(以下、「所有者等」という。)を対象とした。

### ■ 調査の方法・時期

調査対象となった戸建て空き家等について、登記簿謄本により所有者等を特定したうえで、平成26年11月～平成27年2月にかけて、郵送により調査票を配布して実施した。

○調査対象数：11,163

○有効回答数：3,316

(回答率:29.7%)

## ■ 調査の沿革

本調査は、昭和 55 年よりほぼ 5 年ごとに、調査方法の見直しを図りつつ実施している。平成 26 年調査は 8 回目にあたる。

※統計表は政府統計の総合窓口(e-stat)に掲載しています。詳しくは、下記リンクよりご確認下さい。

[統計表はこちら\(政府統計の総合窓口\(e-stat\)\)](#)

## 添付資料

[平成 26 年空家実態調査 集計結果の概要のポイント](#) (PDF形式:160KB) 

[平成 26 年空家実態調査 集計結果の概要](#) (PDF形式:807KB) 

[平成 26 年空家実態調査 集計結果報告書](#) (PDF形式:4939KB) 

詳しくは国土交通省ホームページでご覧いただけます。

[http://www.mlit.go.jp/report/press/house02\\_hh\\_000088.html](http://www.mlit.go.jp/report/press/house02_hh_000088.html)

## 3. 高速自動車国道法施行令の一部を改正する政令・高速自動車国道法施行規則の一部を改正する省令の公布について

11 月 13 日に閣議決定された「高速自動車国道法施行令の一部を改正する政令」が 11 月 18 日公布されました。

改正高速自動車国道法施行令においては、国土交通大臣が高速自動車国道の整備計画を変更しようとする際に国土開発幹線自動車道建設会議の議を経なければならない事項について、以下のものを除くこととされました。

(1)「区間ごとの車線数」のうち以下のもの

全国的な高速自動車交通網の形成に及ぼす影響が軽微なものとして国土交通省令で定めるもの

(2)「工事に要する費用の概算額」のうち以下のもの



減額に係るもの及び国土交通省令で定めるやむを得ない事由による一定の増額に係るもの

これを受け、本日、同政令の国土交通省への委任事項を規定する高速自動車国道法施行規則の一部を改正する省令についても公布されましたので、お知らせいたします。改正高速自動車国道法施行規則における具体的な規定内容は、以下のとおりです。

(1)国土交通省令で定める区間ごとの車線数の変更

暫定2車線区間の4車線化等

(2)国土交通省令で定める工事に要する費用の概算額の増額


暫定2車線区間の4車線化等や天災による工期の延長等のやむを得ない事由で学識経験者の意見を聴いて適当と認める範囲内の増額


上記政令も含め、本年9月の1ヶ月間、パブリック・コメントを実施し、広く国民の皆様からご意見の募集を行った結果、暫定2車線区間の4車線化に係る手続の弾力化を求める声など、312件のご意見が寄せられました。


皆様のご協力に深く御礼申し上げますとともに、今後とも国土交通行政の推進にご協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

電子政府の総合窓口e-Gov(イーガブ)は [こちら](#)

**添付資料**

[記者発表資料](#) (PDF形式) 

[案文・理由](#) (PDF形式) 

[新旧対照表](#) (PDF形式) 

詳しくは国土交通省ホームページでご覧いただけます。

[http://www.mlit.go.jp/report/press/road01\\_hh\\_000576.html](http://www.mlit.go.jp/report/press/road01_hh_000576.html)

#### 4. 平成27年度重点「道の駅」企画提案募集

～地域創生の核となる「道の駅」の優れた取組を応援します。～

「道の駅」は、地方創生を具体的に実現していくための極めて有力な手段であり、国土交通省では、平成26年度より関係機関と連携して、地方創生の核となる特に優れた取組を選定し、重点的に応援する取組を実施しています。

平成27年度は、地方創生に資する地産地消の促進及び小さな拠点の形成等を目指した「道の駅」の新たな設置、又はリニューアル等の企画提案を募集し、引き続きこの取組を実施します。

<募集対象とする「道の駅」に関する具体的な取組例>

[1]産業振興、[2]地域福祉、[3]交通結節点、[4]防災、[5]観光総合窓口、[6]インバウンド観光、[7]地方移住等促進、[8]交流・連携・・・別紙1（[1][2][3][5][7][8]は中山間地域及び漁村地域等の「道の駅」を対象）

<支援内容>

○自治体・関係機関による協議会等を設け、複数の関係機関の制度の活用等について、ワンストップで相談できる体制を作ります。

○道路区域内の駐車場、休憩施設、トイレ、道路情報提供施設等は、直轄道路事業及び社会資本総合交付金等を活用して国土交通省が支援します。

○重点「道の駅」の取組を広く周知します。

<募集期間>

平成27年11月17日～12月10日

<選定の流れ>

○各地方整備局等からの推薦を受けた企画提案に対して、有識者の意見を踏まえて重点「道の駅」を選定します。

添付資料

[記者発表資料](#) (PDF形式) 

詳しくは国土交通省ホームページでご覧いただけます。

[http://www.mlit.go.jp/report/press/road01\\_hh\\_000575.html](http://www.mlit.go.jp/report/press/road01_hh_000575.html)

◆◆地域の動き◆◆

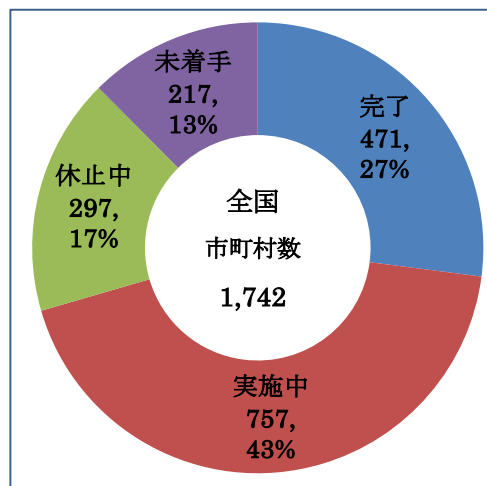
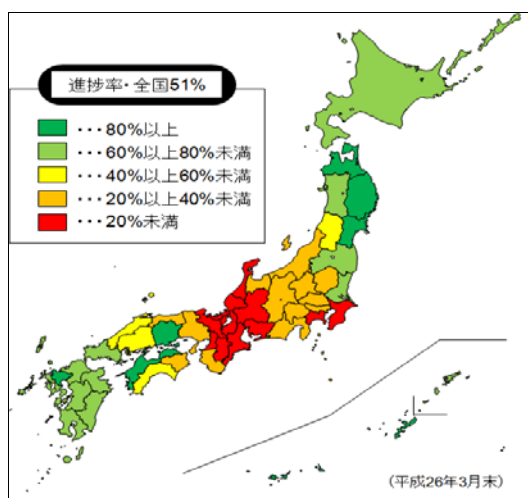
地籍調査を推進させるための取り組み

関東地方整備局 建政部 計画管理課

「地籍調査」のこれまでの実施状況

国土調査法に基づく地籍調査は昭和26年に開始され、全国の市町村の約9割が調査に着手しています。そのうち約3割の市町村が既に調査を完了し、成果を利活用しています。

一方で、いまだに調査に未着手の市町村も存在し、都道府県ごとの進捗率にもバラツキがみられます。全国ベースでは、国有林等を除いた要調査面積の51%の調査を完了しているものの、都市部では23%と低い進捗率となっています。(H26.3)



◆「地籍調査」とは：

土地を売買したり、相続に伴って分筆（登記上1つの土地を複数に分割すること）したり、公共用地に必要な部分を取得したりする場合、土地の正確な地籍（地番、地目、境界、面積、所有者）が必要となります。

このような地籍の情報は、登記所の簿冊（登記簿）と地図によって表されます。しかしながら、この登記記録は、いまだに明治初期の地租改正事業の調査記録を基礎としたものが多く、面積等が正確でないことはよく知られています。このような状況にあっては、土地にかかわる多くの行政活動や経済活動に支障を来したり、無駄を生じたりしています。

地籍調査とは、実施主体である市町村が、土地の最も基礎的な情報である地籍を明らかにし、その結果を記録することにより、このような状況を改善することを目的とするものです。

地籍調査の推進に向けた国の取り組み

■地籍調査に必要な経費の一部について、国も負担して事業を行っています。

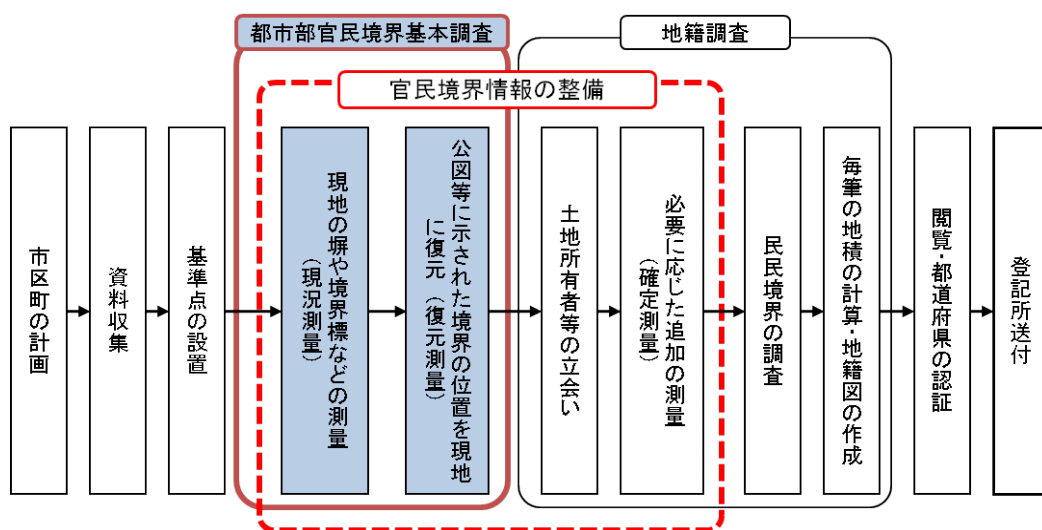
市町村実施の場合、地籍調査に必要な経費は、国がその半分(1/2)を、残りを都道府

県と市町村が半分ずつ（各 1/4）負担することとされています。

■地籍調査を促進するための基本調査を実施しています。

各地方整備局では、市町村が実施する地籍調査のご支援として「都市部官民境界基本調査」を実施しております。

都市部官民境界基本調査は、早急な地籍調査の実施が必要であるにも関わらず、調査が難しく進捗が遅れている都市部において、国が先行して官民境界（道路など街区の外周位置）について測量等の調査を行い、基礎的情報の整理を行うもので、この調査結果は、実施先の市町村に送られ、後続の地籍調査の基礎データとして有効活用されます。

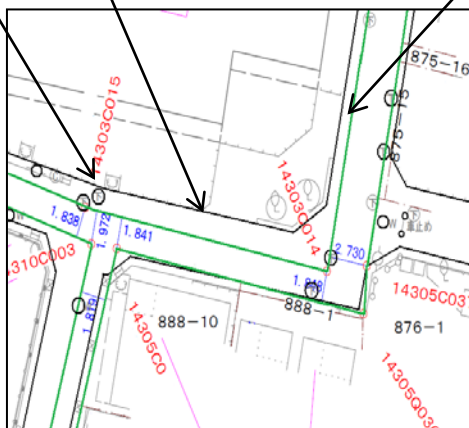


**現況測量**（下の図面の黒線部分）  
 現地の塀や境界標、マンホールや電柱といった境界等の現況を測量し、地図に表示

**復元測量**（下の図面の緑線部分）  
 登記所に備え付けられている公園や、地積測量図、道路台帳附図等が示す境界を地図に表示



現況測量の実施



必要に応じて地図が示す境界の位置を現地に復元（鋏やペンキ等でその位置を表示）

## 「都市部官民境界基本調査」の取り組み状況

<関東圏（1都8県）の取り組み状況>

平成26年度：銚田市、土浦市、筑西市、館林市、越谷市、習志野市、流山市、  
木更津市、杉並区、小平市、横須賀市、伊勢原市、藤沢市、松田町、  
大磯町、真鶴町

平成27年度：土浦市、大洗町、越谷市、久喜市、習志野市、小平市、鎌倉市、  
秦野市、藤沢市、松田町、逗子市、相模原市

○ 埼玉県久喜市の例



◆都市部官民境界基本調査の所掌は、国土交通本省土地・建設産業局で所掌しておりましたが、平成26年度から各地方整備局に移管されました。関東地方整備局では、実施主体である市町村と調整のうえ、地籍調査に先行して、年間十数件の都市部官民基本調査業務を発注し、官民基本情報の整理を行い、後続の地籍調査の基礎データとして活用していただくことで、地籍整備の推進を図っておりますので、是非ご相談ください。